

2023年度「きらめく水のふるさと磐梯」みずみらい湖美来基金

水環境保全活動支援事業募集

美しい猪苗代湖や裏磐梯湖沼を守るため、あなたも水環境保全活動をしてみませんか？

1 団体等当たり25万円を限度として3団体程度を追加募集します。

〈追加募集〉

2023年7月28日(金)必着

◆水環境保全活動支援事業の目的◆

猪苗代湖と裏磐梯湖沼群は、豊かな自然に恵まれ、良好な水環境を有し、その美しい景観は県内外から訪れる人々の憩いの場として広く親しまれています。また、豊富な湖水は、飲料水やかんがい用水として流域に住む人々の生活を支えています。

本事業は、この美しい猪苗代湖と裏磐梯湖沼群を、美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水環境保全に関する実践活動、調査研究活動、普及啓発活動等を主体的・自主的に実施する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、その活動経費を助成し、猪苗代湖と裏磐梯湖沼群の水環境保全の促進を図ることを目的としています。

◆「きらめく水のふるさと」湖美来基金◆

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境保全活動の推進を図り、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことに寄与することを目的として、本協議会が平成14年に設置しました。基金は、「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来クラブ会員会費、寄付、募金から成り立っています。湖美来基金による水環境保全活動支援事業は、平成15年度から実施されており、これまで348団体等の活動を支援してきました（過去の支援団体はHPをご覧ください）。



湖美来イメージキャラクター

水恋(すいれん) & 湖春(こはる)

応募方法等のご案内

1 助成の対象となる団体及び個人

この助成を受けることができる団体及び個人は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域において、水環境保全に関する自主的な実践活動、調査研究活動、普及啓発活動等を実施している（又は実施しようとしている）個人又は団体。
- (2) 団体にあっては規約等を有し、かつ、団体としての意志を決定し、執行及び代表できる機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立していること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体等。
- (4) 湖美来クラブの会員であること。

ただし、小学校、中学校及び高等学校については、この限りではありません。

なお、団体においては、法人会員であることが望ましいですが、代表または団体の構成員が湖美来クラブ会員であればよいこととします。

※湖美来クラブ会員の特典として、会員証提示による流域内施設の割引、流域内の特産物抽選プレゼント、広報誌「湖美来通信」の送付及びイベントの案内等があります。

2 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は環境及び流域の生態系に配慮し行う次の事業です。

- (1) 水環境の保全に関する**実践活動事業**
- (2) 水環境の保全に関する**調査研究活動事業**
- (3) 水環境の保全に関する**普及啓発活動事業**
- (4) その他協議会長が助成対象事業として認める事業

3 助成対象となる活動地域

原則として、会津若松市湊町、郡山市湖南町、北塩原村裏磐梯桧原地区及び猪苗代町全域とします。

4 助成額

1団体等当たり**25万円を限度額**（内訳は下記5を御覧下さい）とします。

ただし、基金の予算額を上回る応募があった場合、下記8選考方法の優先順位に基づき、減額する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

5 助成金の対象経費

助成対象となる**事業に必要な経費**で、次の経費が対象となります。経費には**企業・店舗から発行された領収書の提出**が必要です。

費目	内容	注意事項
講師等謝金	講師や指導者等への謝金	・謝金は、 <u>二人あたり1万円</u> を上限とします。 同じ人が複数回にわたり講師を行った場合も上限1万円となります。
物品購入費	分析試薬、調査器具代、地図、清掃用品、文具等の購入費 活動に参加するボランティアの飲料代（熱中症対策用） 新型コロナウイルス対策のための消耗品（マスク、消毒液等） ※ただし、多人数で行う実践活動で使用する場合のみ。	・単価が2万円以上の高額機器・物品については、助成の対象としない場合があります。 ・事業終了後も継続して使用できる物品については、ロゴの表示や処分の制限等の条件を付す場合があります。 ・胴長靴やライフジャケットについては、猪苗代水環境センターから無償貸与することができますので助成対象となりません。 ・左記以外の飲食代は助成対象になりません。 ・左記以外の新型コロナウイルス対策物品は、助成対象になりません。
印刷製本費	パンフレット・チラシ等の作成費用 ・作成、印刷を発注した場合の費用 ・所有プリンターで印刷した場合のインクカートリッジ、用紙購入費用	・パンフレット・チラシ等に湖美来基金の利用を表示することが条件となります。
借上及び使用料	調査船等の借上料、講演会等で使用する会場使用料 等	

交通費	事業の実施、または活動に参加するためのバス代、電車代、ガソリン代、高速道路通行料 活動に参加するボランティアの旅費（一人当たり 500 円を上限とする。）等	・「活動に参加するボランティアの旅費」については、多くのボランティアが参加し、一律に支給する交通費。参加者の署名押印がされた領収書で可。
通信連絡費	切手、宅配便代 等	
その他	ボランティア保険 等	

※上記以外の経費（人件費や事務所賃借料などの管理・運営費的経費 食事に係る経費 等）は助成の対象となりませんので注意してください。

6 助成の対象となる事業の実施期間

2023年4月1日から2024年2月29日までに実施する事業を助成の対象とします。実施期間外に執行された経費は助成対象となりませんので、注意してください。

7 応募方法

以下の書類に必要事項を記入し、本協議会事務局まで持参するか郵送してください。

- (1) 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1（様式第1号関係））
※調査研究活動事業については、その成果を実践活動に結び付ける具体的な施策及び普及啓発する施策を記載してください。
- (3) 収支予算書（別紙2（様式第1号関係））
- (4) 申請者に関する調書（別紙3（様式第1号関係））
- (5) 申請事業の波及効果と過去実績調書

提出部数1部。申請書は事務局へ請求するか又はホームページからダウンロードしてください。提出書類に不備や不足がないようにご注意ください。

8 選考方法

近年、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水質の悪化傾向が見られることから、水質保全に直接つながる、より実践的な水環境保全活動を優先的に支援します。

【優先順位】

- ① 水環境の保全に関する実践活動事業
 - ・水辺の清掃美化活動
 - ・水環境に配慮した農林水産業の実践
 - ・森林保全・整備、植林・植樹などの緑化活動
 - ・水生動植物の保護・育成 など
- ② 水環境の保全に関する調査研究活動事業
 - ・河川、湖沼等の水質調査
 - ・水生動植物の調査研究
 - ・水質汚濁、水質浄化の調査・研究
 - ・河川、湖沼等の生態系調査 など

※調査・研究活動等は、その成果を普及啓発することが条件となります。
- ③ 水環境の保全に関する普及啓発活動事業
 - ・浄化槽維持管理のための研修会、講演会の開催
 - ・水利用施設や水辺の環境に関する観察会、学習会 など
- ④ その他協議会長が助成対象事業として認める事業

【選考方法】

審査委員会において、提出された申請書類の内容を審査します。予算の範囲内で、優先順位に従って選考します。水質保全への効果が不明瞭な事業・活動については、審査会において、直接説明をお願いする場合があります。

9 交付決定

助成する事業を決定後、助成金交付決定通知書により、2023年6月頃に当該団体に対して通知します。

10 変更の申請

交付決定後に、助成事業の内容（著しい変更を行わないもの）を変更しようとする場合や助成対象経費の配分の変更（助成対象経費の20%以内の増減を除く）をしようとする場合は、あらかじめ「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業変更承認申請書の提出が必要ですので、すみやかにご連絡ください。承認を得ないで変更を行った場合は助成対象としない場合があります。

11 助成金の交付

「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金水環境保全活動支援事業完了報告書・実績報告書の提出等、所定の手続きを行った後、助成金の支給を行います。事業完了報告書等の提出は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、事業完了を待たずに概算払により助成金を受けることもできます。

12 事業実績の成果物について

事業実績の成果物の著作権は事業実施者に帰属しますが、協議会が活用することについては同意するものといたします。活用先としては、協議会が開催する研修会、フォーラム等での発表、広報誌やホームページ等への掲載、猪苗代水環境センター（県施設）での展示などが挙げられます。また、活動実績の発表についてもご協力願います。

13 助成金の返還義務

次の場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動以外又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 実績報告書を提出しなかったとき。



14 その他留意事項

- (1) 生徒、学生等が申請する場合は、在学する学校からの承認を得た上で申請してください。
- (2) 申請書は、助成団体選考の審査資料となりますので、この募集案内に基づき十分に検討のうえ作成してください。
- (3) 申請後、助成事業を中止又は廃止する場合や団体等の代表者や所在地が変更になる場合はすみやかにご連絡ください。
- (4) 助成事業を行ううえで法令上必要な手続きがある場合には、申請者において確実に手続きをとるようにしてください。
- (5) 事業完了後の実績報告にて助成金の使途に不明瞭な点があった場合、事務局から確認をさせていただきます場合があります。

申請先・問い合わせ先

猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県生活環境部 水・大気環境課内

電話 024-521-7258 FAX 024-521-7927

E-mail 178465@mizu-mirai.jp

ウェブサイト <https://mizu-mirai.jp>（「湖美来」で検索）